委託番号	７９１１
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　自家用電気工作物保安点検業務委託（新里文化センター）

２　履行期間　令和５年（２０２２年）４月１日から
　　令和６年（２０２３年）３月３１日まで

３　履行場所　草加市新里町９８３番地
　　草加市立新里文化センター

４　支払方法　業務完了払（年６回払い）

５　内　　容

⑴　保安点検

①対象設備　契約電力１３５KW

②点検項目

ア　絶縁監視装置を設置し、漏電等の異常を監視すること。異常発生時には、市が指定する者に直ちに連絡するとともに、現場での応急作業及び安全上必要と思われる対応をすること。また、機器の設置及び撤去費用は受注者の負担とする。

イ　月次点検　隔月（５月、７月、９月、１１月、１月、３月）

ウ　年次点検　年１回

エ　臨時点検（必要に応じて）

③点検方法　電気事業法及び関係法令等に基づく自家用電気工作物の保安点検

④報　　告　点検終了後、速やかに報告書を提出すること。

⑵　高圧受電設備清掃業務

①対象設備　２００KVA

②清掃回数　年１回

③清掃方法

ア　キュービクル内の床及び配電盤表面等の埃はブロアー又は掃除機で除去する。

イ　高圧母線、遮断機、碍子、変圧器等に付着した埃は、乾布で払い落とす。

ウ　碍子、ブッシング等は、乾布またはシリコンクリーナー等を用いて清掃する。

④停電及び送電

清掃作業の日程等は事前に担当と調整のうえ、決定すること。

⑤報告　作業終了後、速やかに報告書を提出すること。

6　その他

⑴　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑵　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑷　仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

7　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（入札前）

草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　同等品以上の代替物の協議に関すること、契約締結後の問合せ先

草加市立新里文化センター　大久保

０４８－９２７－３３６２（直通）